

和歌山県パートナーシップ宣誓制度 自治体間連携を開始します。

県では、お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行う「パートナーシップ関係」にあると宣誓したことを証明し、婚姻関係にある夫婦と同等のサービスを受けられるようにする「パートナーシップ宣誓制度」を令和6年2月1日から実施しています。

このたび、宣誓者の転居時の負担を軽減するため、令和6年4月から大阪府域、京都府域及び兵庫県域の自治体間で行っている連携に、本県も加わることとなりましたのでお知らせします。

また、今回新たに県内市町及び県外の制度実施自治体も連携に加わるため、計169自治体（本県を含む。）間で連携を開始することとなります。

本連携により、連携自治体間で転居する場合に必要な手続きが簡素化され、転出した自治体への宣誓書受領証の返還、転入した自治体での再宣誓、独身証明書等の提出などが不要となります。

1. 連携開始日

令和6年11月1日

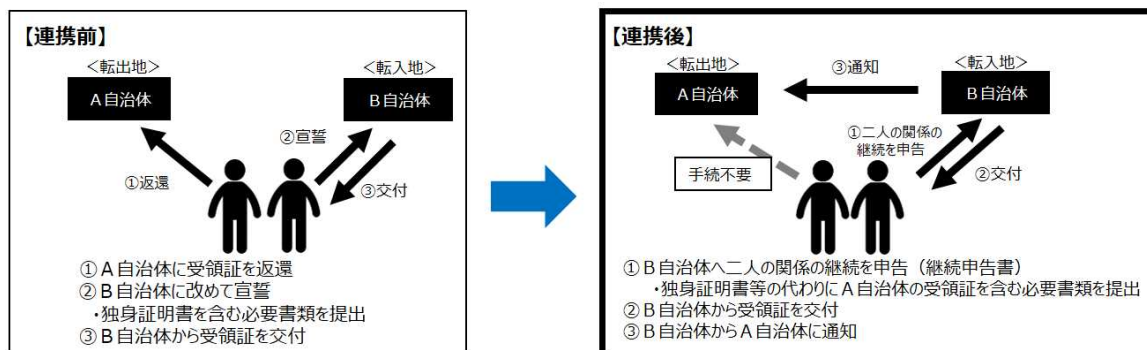
2. 連携自治体

【県内】5自治体（和歌山県、橋本市、新宮市、那智勝浦町、串本町）

【県外】164自治体（18府県146市町）（別紙一覧参照。）

（計：19府県150市町）

3. 連携内容のイメージ



（参考）和歌山県パートナーシップ宣誓制度の利用状況：受領証交付数12件（R6.10.23現在）

（連絡先）

多様な生き方支援課 ジェンダー平等推進班

担当：三浦、上田

電話：073-441-2510（内線：2511）